



製造業における

特定技能外国人材の



受入れについて

- 1. 特定技能制度(工業製品製造業分野)の概要**
2. 1号特定技能外国人として就労するまでの流れ
3. 製造分野特定技能1号評価試験について
4. 製造分野特定技能2号評価試験について
5. 相談窓口について

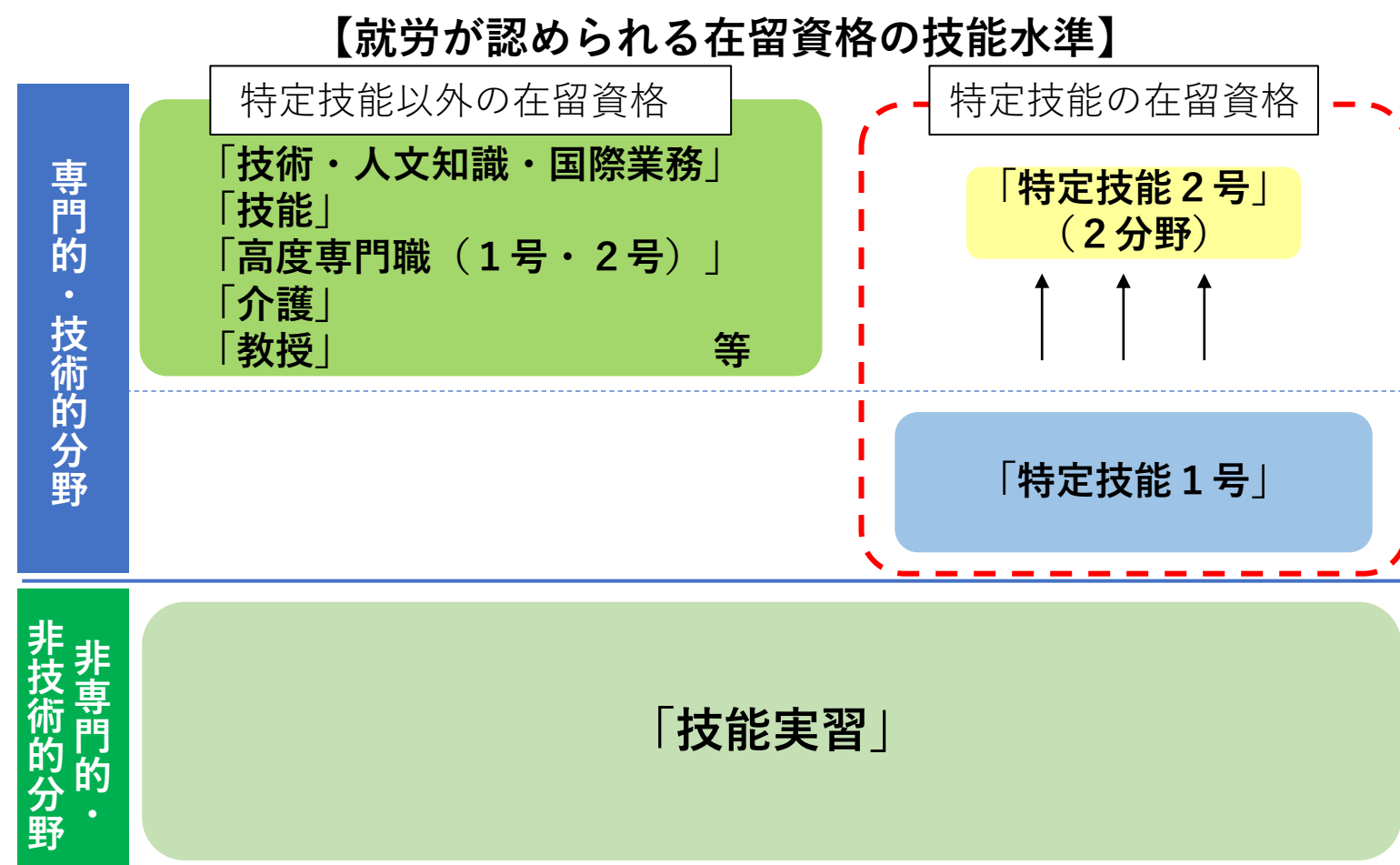
1-1. 特定技能制度（工業製品製造業分野）の概要（1/2）

- 「特定技能」は、人手不足対応として、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れる際の在留資格。
- 生産性向上や国内人材確保を行っても、なお人材確保が困難な状況にある産業上の分野が制度対象。

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - 特定技能1号：特定産業分野(*)に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 在留者数：251,594人（令和6年6月末現在、速報値）
 - 特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 在留者数：153人（令和6年6月末現在、速報値）
- 特定技能産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、
 (16分野) 外食業、林業、木造産業
 (赤字は特定技能2号でも受け入れ可。青字は特定技能1号で受け入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定。)
 (「工業製品製造業」は省令等を改正するまでは引き続き「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」として受け入れ可。)

特定技能1号のポイント	
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント	
在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は原則なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外



(出典) 出入国在留管理庁HP <https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>

1-1. 特定技能制度（工業製品製造業分野）の概要 (2/2)

	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項			備考
	見込数 (5年間の最大数)	技能試験	日本語試験	特定技能外国人材が従事できる業務	受入れ機関等へ特に課す条件等	雇用形態	
1号	173,300人 (2024年4月からの5年間)	製造分野特定技能1号評価試験 ※1)	(以下いずれか) ①国際交流基金日本語基礎テスト ②日本語能力試験 (N4以上) ※1)	全10区分 既存3区分 ①機械金属加工 ②電気・電子機器組立て ③金属表面処理 新規7区分 ①紙器・段ボール箱製造区分 ②コンクリート製品製造区分 ③RPF製造区分 ④陶磁器製品製造区分 ⑤印刷・製本区分 ⑥紡織製品製造区分 ⑦縫製区分	「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」に参加し、情報の把握・分析等に協力すること等	直接	※1) <u>技能実習2号を良好に修了した者</u> については、必要な技能と日本語能力の各水準を満たしているものとして、 <u>技能試験及び日本語能力試験が免除</u> 。 ※2) ビジネス・キャリア検定は、生産管理プランニング区分、生産管理オペレーション区分のいずれか。 ※3) 技能検定1級取得、日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験の両方
2号	制限なし	1. 製造分野特定技能2号評価試験ルート ①ビジネス・キャリア検定3級 ②特定技能2号評価試験 ③日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験 ※2) 2. 技能検定ルート ※3)	試験等での確認は原則として不要				

1-2. 製造業分野の特定技能外国人が従事できる業務区分 (1/10)

【機械金属加工区分】

指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事

◇含まれる技能 (赤字部分：新規追加)

鋳造 	鍛造 	ダイカスト 	機械加工 	金属プレス加工 
鉄工 	工場板金 	仕上げ 	機械検査 	機械保全 
電気機器 組立て 	プラスチック 成形 	塗装 	溶接 	工業包装 
強化プラス チック成形 	金属熱 処理業 			

「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（令和6年9月6日一部改正）から抜粋

1-2. 製造業分野の特定技能外国人が従事できる業務区分 (2/10)

【電気電子機器組立て区分】

指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事

◇含まれる技能 **(赤字部分：新規追加)**

機械加工 	仕上げ 	機械検査 	機械保全 	電子機器組立て 
電気機器組立て 	プリント配線板製造 	プラスチック成形 	工業包装 	強化プラスチック成形 

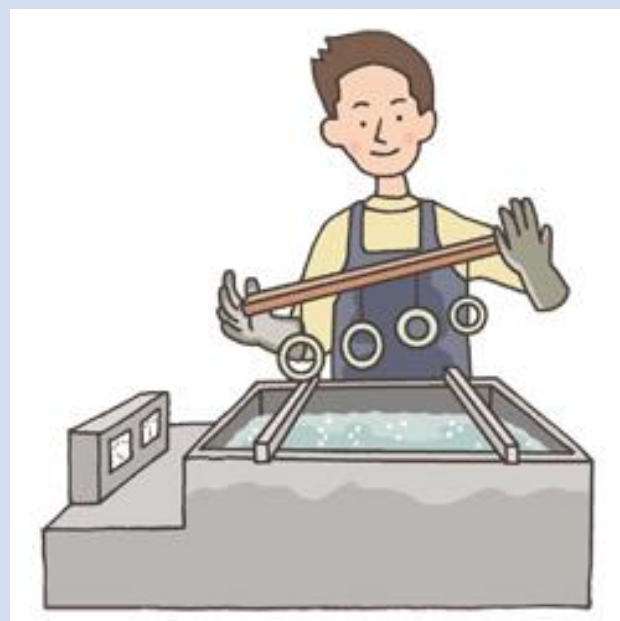
「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（令和6年9月6日一部改正）から抜粋

【金属表面処理区分】

指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事

◇含まれる技能

めっき



アルミニウム
陽極酸化処理



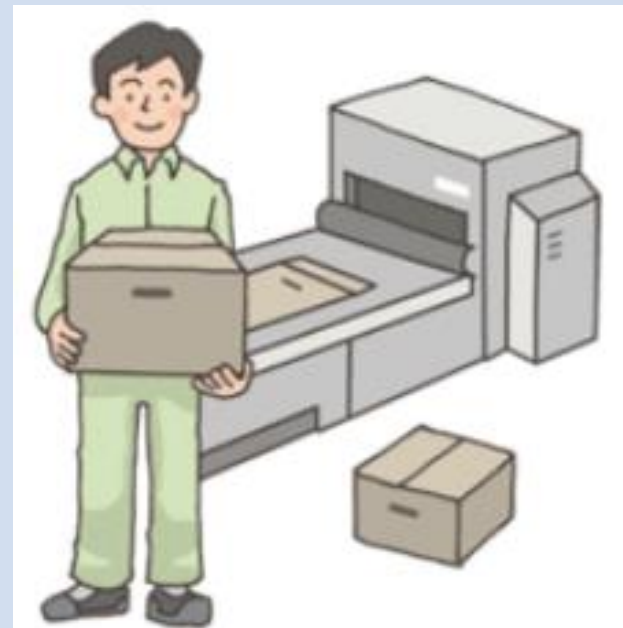
1-2. 製造業分野の特定技能外国人が従事できる業務区分（4/10）

【紙器・段ボール箱製造区分】（新規追加）

指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事

◇含まれる技能

紙器・段ボール箱製造



「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（令和6年9月6日一部改正）から抜粋

1-2. 製造業分野の特定技能外国人が従事できる業務区分 (5/10)

【コンクリート製品製造区分】 (新規追加)

指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事

◇含まれる技能

コンクリート製品製造



「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（令和6年9月6日一部改正）から抜粋

1-2. 製造業分野の特定技能外国人が従事できる業務区分 (6/10)

【R P F 製造区分】 (新規追加)

指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、破砕・成形等の作業に従事

◇含まれる技能

R P F 製造



「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（令和6年9月6日一部改正）から抜粋

1-2. 製造業分野の特定技能外国人が従事できる業務区分 (7/10)

【陶磁器製品製造区分】 (新規追加)

指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、陶磁器製品の製造工程の作業に従事

◇含まれる技能

陶磁器工業製品製造



「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（令和6年9月6日一部改正）から抜粋

1-2. 製造業分野の特定技能外国人が従事できる業務区分（8/10）

【印刷・製本区分】（新規追加）

指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業に従事

◇含まれる技能

印刷



製本



「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（令和6年9月6日一部改正）から抜粋

1-2. 製造業分野の特定技能外国人が従事できる業務区分（9/10）

【紡織製品製造区分】（新規追加）

指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紡織製品の製造工程の作業に従事

◇含まれる技能

紡績運転



織布運転



染色



ニット
製品製造



たて編ニット
生地製造



カーペット
製造



「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（令和6年9月6日一部改正）から抜粋

1-2. 製造業分野の特定技能外国人が従事できる業務区分 (10/10)

【縫製区分】 (新規追加)

指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事

◇含まれる技能

<p>婦人子供服製造</p> 	<p>紳士服製造</p> 	<p>下着類製造</p> 	<p>寝具製作</p> 	<p>帆布製品製造</p> 
<p>布はく縫製</p> 	<p>座席シート縫製</p> 			

「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（令和6年9月6日一部改正）から抜粋

(参考) 製造業分野における受入れ可能な事業所の日本標準産業分類

1号・2号共通

11－繊維工業
141－パルプ製造業
1421－洋紙製造業
1422－板紙製造業
1423－機械すき和紙製造業
1431－塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
1432－段ボール製造業
144－紙製品製造業
145－紙製容器製造業
149－その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
15－印刷・同関連業
18－プラスチック製品製造業

2123－コンクリート製品製造業
2142－食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
2143－陶磁器製置物製造業
2194－鋳型製造業（中子を含む）
2211－高炉による製鉄業
2212－高炉によらない製鉄業
2221－製鋼・製鋼圧延業
2231－熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2232－冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2234－鋼管製造業
225－鉄素形材製造業
2291－鉄鋼シャースリット業
2299－他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）
235－非鉄金属素形材製造業

2422－機械刃物製造業
2424－作業工具製造業
2431－配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
2441－鉄骨製造業
2443－金属製サッシ・ドア製造業
2446－製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）
245－金属素形材製品製造業
2461－金属製品塗装業
2462－溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2464－電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2465－金属熱処理業
2469－その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
248－ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
2499－他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）
25－はん用機械器具製造業（ただし、2591－消火器具・消火装置製造業を除く。）
26－生産用機械器具製造業
27－業務用機械器具製造業（ただし、274医療用機械器具・医療用品製造業及び276武器製造業を除く。）
28－電子部品・デバイス・電子回路製造業
29－電気機械器具製造業（ただし、2922－内燃機関電装品製造業を除く。）
30－情報通信機械器具製造業
3295－工業用模型製造業
3299－他に分類されないその他の製造業（ただし、RPF製造業に限る。）
484－こん包業

(参考1) 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領別冊（告示に関するガイドライン）（法務省）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004946.pdf>

(参考2) 日本標準産業分類（2023年7月告示）（大分類 E 製造業）（大分類 H 運輸業，郵便業）（総務省）

e-Statの検索システム（<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>）

(参考) 製造業分野における特定技能外国人の人材像・キャリアアップイメージ

1号・2号共通

- **特定技能1号**は、相当程度の知識や技能・経験を必要とする業務に従事する人材向けの在留資格。
- **特定技能2号**は、自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行する人材向けの在留資格。

10年目～
複数の熟練した技能を身につけ**熟練工**となり、複数作業員のリーダーとなる。その後数年かけて作業工程の管理、品質管理、原価管理等を身につけ、いずれは**製造現場のマネジメント層**や工場長として現場を支える存在となる。

<特定技能2号外国人に求める人材像>

- 自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる人材
- 監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる人材(班長、職長イメージ)

4年目～10年目
製造業分野における各業務区分内で、技能実習時以外の技能を身につけ、**多能工**となり、経験を積む。

<特定技能1号外国人に求める人材像>

- 我が国製造企業で就業するべく、相当程度の知識や技能・経験を必要とする業務に従事できる人材

1年目～5年目
鋳鉄鋳物鋳造、普通旋盤等**単能工**として実習。
(※全91職種167作業)

特定技能2号(2023年～)

- ・在留期間上限無し(更新有)
- ・家族の帯同可
- ・転職可
- ・受入れ人数上限: 無
- ・受入れ人数実績: 23人(2024年6月末時点・製造業分野のみ)

特定技能1号(2019年～)

- ・在留期間上限5年
- ・家族の帯同不可
- ・転職可
- ・受入れ人数上限: 49,750人(2024年3月までの5年間)
173,300人(2024年4月からの5年間)
- ・受入れ人数実績: 44,044人(2024年6月末時点・製造業分野のみ)

技能実習(1993年～)

- ・在留期間上限5年
 - ・家族の帯同不可
 - ・転職不可
 - ・受入れ人数上限: 無
 - ・受入れ人数実績: 約42.6万人(2024年6月末時点・全業種)
- ※開発途上国等に技能を移転する国際貢献の制度

特定技能2号評価試験
ビジネスキャリア検定3級
(技能検定1級合格者は上記両試験免除)
+3年以上の実務経験

特定技能1号評価試験
+日本語能力

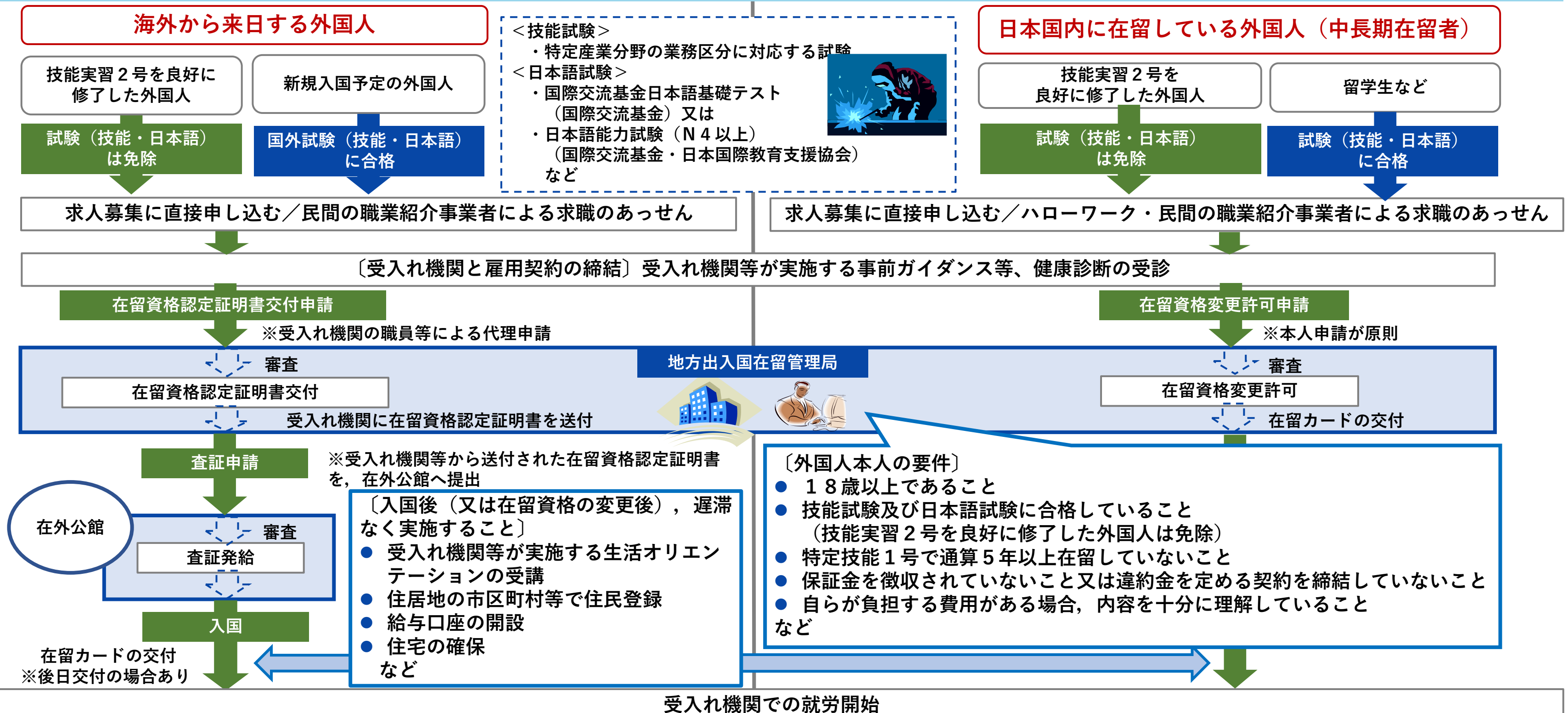
技能実習2号を良好に修了すれば
特定技能1号評価試験等は免除

海外

1. 特定技能制度（工業製品製造業分野）の概要
- 2. 1号特定技能外国人として就労するまでの流れ**
3. 製造分野特定技能1号評価試験について
4. 製造分野特定技能2号評価試験について
5. 相談窓口について

2. 1号特定技能外国人として就労するまでの流れ

- 1号特定技能外国人として就労しようとする者は、前もって、技能・日本語に関する試験の合格か、技能実習2号を良好に修了することが必要。



1. 特定技能制度（工業製品製造業分野）の概要
2. 1号特定技能外国人として就労するまでの流れ
- 3. 製造分野特定技能1号評価試験について**
4. 製造分野特定技能2号評価試験について
5. 相談窓口について

3-1. 製造分野特定技能1号評価試験の概要 (1/2)

- 製造分野特定技能1号評価試験の実施概要は、以下のとおり。
- 試験の実施方式の変更のほか、本年度より、新たな試験区分が加わります。

試験区分	● 10区分（ただし、新規7区分は第3タームより実施する見通し）																
試験場所	● プロメトリック株式会社（以下、「プロメトリック」）より提供されるテストセンター（国内：全国各地／海外：インドネシア、タイ、フィリピン） ※2024年より変更。																
試験日程	<ul style="list-style-type: none"> ● 2024年度は、3回の試験実施期間（第1ターム～第3ターム）を予定。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ターム</th> <th>試験日程</th> <th>試験開催地</th> <th>実施する試験区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1ターム</td> <td>2024年7月16日（火）～2024年8月29日（木）</td> <td>国内のみ</td> <td>既存3区分</td> </tr> <tr> <td>第2ターム</td> <td>2024年12月10日（火）～2024年12月16日（月）</td> <td>国内・海外</td> <td>既存3区分</td> </tr> <tr> <td>第3ターム</td> <td>現在調整中です。試験期間は改めて御案内予定です。</td> <td>国内・海外</td> <td>既存3区分・新規7区分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※最新情報はポータルサイトでご確認ください。</p> <p>※タイ第2タームの試験は12/13、12/14、12/16の3日間のみ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たに追加する次の7区分（以下、「新規7区分」）の特定技能1号評価試験は、第3タームより実施する見通し。 <新規7区分> 紙器・段ボール箱製造区分／コンクリート製品製造区分／RPF製造区分／陶磁器製品製造区分／印刷・製本区分／紡織製品製造区分／縫製区分 	ターム	試験日程	試験開催地	実施する試験区分	第1ターム	2024年7月16日（火）～2024年8月29日（木）	国内のみ	既存3区分	第2ターム	2024年12月10日（火）～2024年12月16日（月）	国内・海外	既存3区分	第3ターム	現在調整中です。試験期間は改めて御案内予定です。	国内・海外	既存3区分・新規7区分
ターム	試験日程	試験開催地	実施する試験区分														
第1ターム	2024年7月16日（火）～2024年8月29日（木）	国内のみ	既存3区分														
第2ターム	2024年12月10日（火）～2024年12月16日（月）	国内・海外	既存3区分														
第3ターム	現在調整中です。試験期間は改めて御案内予定です。	国内・海外	既存3区分・新規7区分														
試験時間	● 学科試験・実技試験あわせて80分																
試験の実施方式	● CBT（コンピューター・ベースド・テスト）方式（学科、実技） ※2024年より変更。																
合否の基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 学科試験：正答率65%以上 ● 実技試験：正答率60%以上 																

3-1. 製造分野特定技能1号評価試験の概要 (2/2)

- 試験の申込や受験結果の確認は、プロメトリックのサイトより行ってください。
- 合格証明書の発行申請の方法が変更となります。

言語	● 日本語
試験水準	● 特定技能1号の試験免除となる技能実習2号修了者が受験する技能検定3級試験程度を基準とする *ポータルサイトにサンプル問題も掲載しております
受験資格	● 原則として、試験日当日において、満17歳以上*の外国人（国籍がインドネシアの場合は満18歳以上）とし、試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者 *インドネシア国籍の場合は満18歳以上
申込	● プロメトリックの予約サイトより申込 ※2024年より変更。 (https://www.prometric-jp.com/ssw/test_list/archives/17)
受験料・ 合格証明書発行手数料	<u>全業務区分</u> ● 受験料：8,000円 ● 合格証明書発行手数料：15,000円
合否の通知方法	● 受験日の翌日から5営業日以内に、プロメトリックの予約サイトにログインし確認 ※2024年より変更。
合格証明書の発行申請	● ポータルサイトの専用フォームより発行申請（受験日の翌日から6営業日以降に申請可） (https://cvt.sswm.go.jp/pass) ※2024年より変更。

3-2. 製造分野特定技能1号評価試験の試験区分

- 2024年度より機械金属加工区分に「強化プラスチック成形」「金属熱処理業」技能が追加、電気電子機器組立て区分に「強化プラスチック成形」技能が追加されます。
- 2024年度の第3タームの試験から、新規7区分の試験を実施します。 ※2024年より変更。

	機械金属加工区分	電気電子機器組立て区分	金属表面処理区分
既存3区分	業務区分 機械金属加工（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事）	電気電子機器組立て（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事）	金属表面処理（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事）
	含まれる技能 鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、プラスチック成形、機械検査、機械保全、電気機器組立て、塗装、溶接、工業包装、強化プラスチック成形、金属熱処理業（2024年度に追加）	機械加工、仕上げ、プラスチック成形、プリント配線板製造、電子機器組立て、電気機器組立て、機械検査、機械保全、工業包装、強化プラスチック成形（2024年度に追加）	めっき、アルミニウム陽極酸化処理

※2024年度より、既存3区分（機械金属加工区分・電気電子機器組立て区分・金属表面処理区分）における各区分内の技能の選択は行わない。

	紙器・段ボール箱製造区分	コンクリート製品製造区分	R P F 製造区分	陶磁器製品製造区分	印刷・製本区分	紡織製品製造区分	縫製区分
新規7区分	業務区分 紙器・段ボール箱製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事）	コンクリート製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事）	R P F 製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、破碎・成形等の作業に従事）	陶磁器製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、陶磁器製品の製造工程の作業に従事）	印刷・製本（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業に従事）	紡織製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紡織製品の製造工程の作業に従事）	縫製（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事）
	含まれる技能 紙器・段ボール箱製造	コンクリート製品製造	R P F 製造	陶磁器工業製品製造	印刷、製本	紡績運転、織布運転、染色、ニット製品製造、たて編ニット生地製造、カーペット製造	婦人子供服製造、紳士服製造、下着類製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、座席シート縫製

3-3. 製造分野特定技能1号評価試験の試験内容等

- 学科試験は、問題文の内容が正しい（○）、間違い（×）を選ぶ問題です。
- 実技試験は、実際の作業工程や材料に関連する内容を読んで、正しい答えを選ぶ試験です。
- サンプル問題はポータルサイトに公開しています。
https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination.html



< 出題範囲及びサンプル問題（機械金属加工区分の例） >

サンプル問題（機械金属加工区分）		
1. 主な出題範囲		
項目	問題数	※配分は目安です
学科		計30問
製造分野全般	「安全衛生、品質管理」・「一般教養」・ 「法令、規格、器具」など	10問
機械金属加工区分	「安全衛生、品質管理」・「機械工作法、 機械、器具」・「材料」・「検査・測定」・ 「製図」など	20問
実技		計10問
安全衛生		2問
品質管理		2問
検査		2問
測定		2問
製図		2問

2. サンプル問題（正答は末尾に記載）


機械金属加工区分 学科試験

問題1 から問題30について、正しいですか、間違いですか、どちらかを選びなさい。

（共通：安全衛生、品質管理）

問題1 作業に対する意識として、作業中は常に危険と隣り合わせであることを認識し注意する。



問題2 日本産業規格（JIS）に定められた下の図記号は、「上り段差に注意」のマークである。



問題3 作業に使う機械や道具を作業の前に点検する必要はない。

(参考) 日本語試験について

- 日本語試験については、以下より、別途受験してください。
- ただし、技能実習2号を良好に修了している場合は、日本語試験は免除されます。

日本語水準	<ul style="list-style-type: none"> ● ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力
<p>試験 (右記いずれか)</p>	<p>① <u>国際交流基金 日本語基礎テストの合格</u> https://www.jpf.go.jp/jft-basic/index.html </p> <p>② <u>日本語能力試験 N4以上の取得</u> https://www.jlpt.jp/ </p> <p>※ 上記以外の日本語能力を測る試験に合格していても、 特定技能制度が求める日本語能力の証明には利用できません。</p>
免除される場合	<ul style="list-style-type: none"> ● ただし、製造業分野やそれ以外の職種・作業で、技能実習2号を良好に修了している場合は、日本語試験は免除されます。

3-4. 合格証明書の発行申請について

- 合格証明書は、受験日の翌日から6営業日以降、ポータルサイトの専用フォームより申請が可能です。
1号：https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination_procedure.html
2号：https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination_procedure.html
- 合格証明書発行手数料（15,000円）が必要です（再発行を含む）。
- なお、2021年度以前の合格者の合格証明書は、引き続きメールにて受付します。

合格者の情報

- 試験種別
(1号・2号/PBT・CBT)
- プロメトリックID
- 受験番号
- メールアドレス
- 氏名
- 生年月日
- 国籍

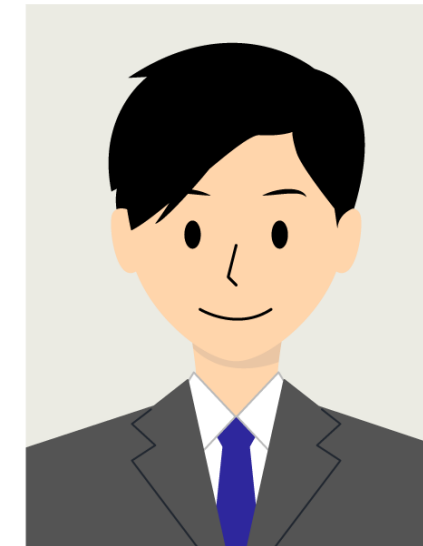
本人を証明する書類



(例)

- 日本：在留カード
- インドネシア：パスポート、KTP IDカード
- タイ：パスポート、国民IDカード
- フィリピン：パスポート、国民IDカード、UMIDカード、運転免許証
- ネパール：パスポート、国民証明書

顔写真データ



- 2022～2023年度の実験者の試験マイページは、2024年8月30日（金）にて取扱終了しました。

1. 特定技能制度（工業製品製造業分野）の概要
2. 1号特定技能外国人として就労するまでの流れ
3. 製造分野特定技能1号評価試験について
- 4. 製造分野特定技能2号評価試験について**
5. 相談窓口について

4-1. 製造分野特定技能2号評価試験の実施概要 (1/2)

- 製造分野特定技能2号評価試験の実施概要は、以下のとおりです。
- 最新情報はポータルサイトをご確認ください。

試験区分	<ul style="list-style-type: none"> ● 全3区分 <table border="1" data-bbox="793 540 3152 896"> <thead> <tr> <th></th> <th>①機械金属加工区分</th> <th>②電気電子機器組立て区分</th> <th>③金属表面処理区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>含まれる技能</td> <td> 鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、プラスチック成形、機械検査、機械保全、電気機器組立て、塗装、溶接、工業包装、強化プラスチック成形、金属熱処理業 (2024年度より追加) </td> <td> 機械加工、仕上げ、プラスチック成形、プリント配線板製造、電子機器組立て、電気機器組立て、機械検査、機械保全、工業包装、強化プラスチック成形 (2024年度より追加) </td> <td> めっき、アルミニウム陽極酸化処理 </td> </tr> </tbody> </table>		①機械金属加工区分	②電気電子機器組立て区分	③金属表面処理区分	含まれる技能	鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、プラスチック成形、機械検査、機械保全、電気機器組立て、塗装、溶接、工業包装、 強化プラスチック成形、金属熱処理業 (2024年度より追加)	機械加工、仕上げ、プラスチック成形、プリント配線板製造、電子機器組立て、電気機器組立て、機械検査、機械保全、工業包装、 強化プラスチック成形 (2024年度より追加)	めっき、アルミニウム陽極酸化処理
	①機械金属加工区分	②電気電子機器組立て区分	③金属表面処理区分						
含まれる技能	鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、プラスチック成形、機械検査、機械保全、電気機器組立て、塗装、溶接、工業包装、 強化プラスチック成形、金属熱処理業 (2024年度より追加)	機械加工、仕上げ、プラスチック成形、プリント配線板製造、電子機器組立て、電気機器組立て、機械検査、機械保全、工業包装、 強化プラスチック成形 (2024年度より追加)	めっき、アルミニウム陽極酸化処理						
試験場所	<ul style="list-style-type: none"> ● プロメトリックより提供されるテストセンター（日本国内：全国各地） 								
試験日程	<ul style="list-style-type: none"> ● 2024年度の実施日程は以下のとおり ※2024年度は日本国内のみ受験可能 <table border="1" data-bbox="819 1168 1819 1459"> <thead> <tr> <th>ターム</th> <th>試験日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1ターム</td> <td>2024年7月16日（火）～8月29日（木）</td> </tr> <tr> <td>第2ターム</td> <td>2024年12月3日（火）～2024年12月9日（月）</td> </tr> <tr> <td>第3ターム</td> <td>現在調整中です。試験期間は改めて御案内予定です。</td> </tr> </tbody> </table>	ターム	試験日程	第1ターム	2024年7月16日（火）～8月29日（木）	第2ターム	2024年12月3日（火）～2024年12月9日（月）	第3ターム	現在調整中です。試験期間は改めて御案内予定です。
ターム	試験日程								
第1ターム	2024年7月16日（火）～8月29日（木）								
第2ターム	2024年12月3日（火）～2024年12月9日（月）								
第3ターム	現在調整中です。試験期間は改めて御案内予定です。								
試験時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 実技試験のみ60分 ※学科試験はビジネス・キャリア検定3級 								
試験の実施方式	<ul style="list-style-type: none"> ● CBT（コンピューター・ベースド・テスト）方式 ※2024年より変更。 								
試験水準	<ul style="list-style-type: none"> ● 正答率 60% 以上 								

4-1. 製造分野特定技能 2号評価試験の実施概要 (2/2)

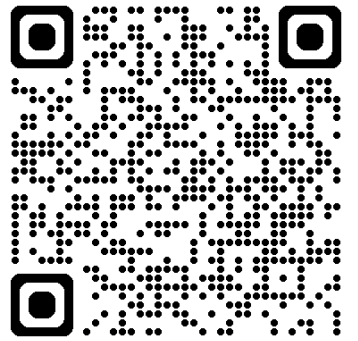
- 製造分野特定技能2号評価試験の実施概要は、以下のとおりです。
- 最新情報はポータルサイトをご確認ください。

言語	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本語 ※他言語での試験作成は予定していません。
試験水準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2号特定技能外国人が現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要することを踏まえ、技能検定1級試験程度を基準とする
受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則として、試験日当日において、満17歳以上*の外国人とし、試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者 *インドネシア国籍の場合は満18歳以上 ■ 「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有すること」を証明する「実務経験証明書」の提出が必要です。記入いただいた書類を、申込時に提出ください。 ※実務経験証明書について https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination_index.html#a01
申込	<ul style="list-style-type: none"> ■ プロメトリックの予約サイトより申込 ※2024年より変更。 https://www.prometric-jp.com/ssw/test_list/archives/18
受験料・合格証明書発行手数料	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受験料：15,000円 ■ 合格証明書発行手数料：15,000円
合否の通知方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受験日の翌日から5営業日以内に、プロメトリックの予約サイトにログインし確認
合格証明書の発行申請	<ul style="list-style-type: none"> ■ ポータルサイトの専用フォームより発行申請（受験日の翌日から6営業日以降に申請可） (https://cbt.sswm.go.jp/pass) ※2024年より変更。

4-2. 製造分野特定技能2号評価試験の試験内容等

- 実際の作業工程や材料に関連する内容を読んで、正しい答えを選ぶ試験です。
- 学習用参考教材はポータルサイトに公開しています。

https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination.html



< 出題範囲及び学習用参考教材（機械金属加工区分の例）2024年6月時点 >

(5)機械金属加工区分の出題範囲等：次のとおり

項目	内容	問題数 ※配分は目安
安全衛生	安全衛生管理が具体的にできること	4問
品質管理	品質管理手法の活用ができること	4問
検査	機械金属関連の作業について、検査ができること	4問
測定	機械金属関連の作業について、測定ができること	4問
製図	機械金属関連の作業について、製図ができること	4問
		計20問

4. 正解と解説

【項目：安全衛生】

<キーワード>

3S・4S・5S、3M、労働災害防止、安全活動、作業服・保護具、KYT（危険予知訓練）、設備の安全管理、警告ラベル、労働安全衛生法、労働衛生基準

問題1

正解：B

解説

- ✓ 製造業の現場において、「5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）」は重要であり、常に心がけておく。
- ✓ 転倒の原因にもなるため、通路に材料を置いてはいけない。

問題2

正解：A

解説

- ✓ 正しい姿勢で作業することにより、腰への負担を軽減できる。
- ✓ 重いものを持ち上げるときは、できるだけ体を対象物に近づけ、腰（重心）を低くする姿勢をとる。
- ✓ 2人以上の場合は、できるだけ身長差のない人同士で行う。

<正しい姿勢>



<間違った姿勢>



1. 特定技能制度（工業製品製造業分野）の概要
2. 1号特定技能外国人として就労するまでの流れ
3. 製造分野特定技能1号評価試験について
4. 製造分野特定技能2号評価試験について
5. **相談窓口について**

5. 製造業分野における相談窓口について



製造業特定技能外国人相談窓口 コールセンター



☎ 電話 : 050-2018-6773 (外国人材向け) (参考) 03-6838-0058 (受入れ事業者向け)

✉ メール : seizou_tokuteiginou_soudanmadoguchi@injestar.co.jp

日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語及びタイ語に対応

💻 ポータルサイト <https://www.sswm.go.jp/>





経済産業省